

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

法人名	兵庫教育大学
-----	--------

概 要

モデルスクールの概要（平成 28 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	兵庫教育大学附属幼稚園	104 名	14 名
2	兵庫教育大学附属小学校	524 名	38 名
2	兵庫教育大学附属中学校	332 名	20 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

本学の附属学校園には特別支援学級の設置がなく、特別な支援の必要な幼児・児童・生徒も通常学級に在籍している。

本学では以前から、特別な支援の必要な幼児・児童・生徒への対応について検討を行っており、平成 22～24 年度には附属学校園と大学が連携し、「特別支援体制検討委員会」において検討を行ってきたところである。

【幼稚園】

附属幼稚園では、発達障害の可能性が示唆される幼児においても、幼児期は未分化であり、集団生活の中での個の成長が大きいことを考慮し、極力受け入れてきた。今年度は臨床心理士の資格を持つカウンセラーが月に 3 回程度各クラスの観察に入り、特別な支援の必要な幼児の観察や対応を行ってきた。実際の保育の場では、担任と副担任が連携を取り合いながら支援の必要な幼児に対応しているが、本人の特性に応じた個別支援が十分に出来ているとは言いがたい側面もある。

【小学校】

本校は各学年 3 学級編成の 18 学級であり、特別支援学級の設置はない。本事業により特別支援教室を設置するまでは、特別支援コーディネーターが中心となり、「特別支援部会」において検討された内容をもとに、スクールカウンセラーと特別支援教育支援員が支援を要する児童に個別に対応を行ってきた。しかし、こういった対応では、様々なケースへの知見が充分に得られていないという現状があった。

本事業により設置した特別支援教室に合理的配慮協力員を常駐させたことで、学級巡回も通級による指導も可能となり、より幅広い特性をもった児童への支援を行うことができるようになった。

【中学校】

本校生徒は近隣地区を中心に県内各地から通学してくる。全生徒の約 7 割が附属小学校出身者（連絡進学者）で、残りの約 3 割が他の小学校出身者（一般進学者）である。その中には、何らかの支援が必要である生徒も含まれているが、本校は特別支援学級がないため、全員が通常学級に在籍している。

平成 16 年度から継続して研究している「学び合い」によって、人と人との関わりを大切にする事を学んでいる生徒は、これまでの協働学習の取組によって特別な支援が必要な生徒と共に学ぶ姿勢を持って学校生活を送っている。

平成 22 年度からは三附属校園（幼稚園、小学校、中学校）と大学の担当者による特別支援体制検討委員会において校内指導体制の整備を図り、幼児・児童・生徒の情報を三附属校園で共有している。また、特別支援体制検討委員会の下に「特別支援教育ワーキンググループ」を立ち上げ、気になる生徒の現状や具体的な指導について情報を共有し「特別支援教育マニュアル」を作成するなど、一定の成果を得ることができた。現在では、校内委員会がインクルーシブ教育を推進する中枢となって研究を進めている。

大学で特別支援教育を専攻する教員を講師として招聘し、発達障害のある生徒の特性を知ることや特性に応じた指導の在り方、インクルーシブ教育の考え方などについての理解を図る校内研修会を開催してきた。その過程で、障害の特性への理解が不足しているために十分な対応ができずにいる現状や、特別な支援が必要であることに気づかないまま、困り感を解消してやれないでいた現状が浮かび上がり、授業への振り返りが必要であることに気づかされた。

そのような状況の下、平成 25 年度より「インクルーシブ教育システム構築モデル事業（モデルスクール）」の指定を受け、大学の支援、三附属校園の連携のもと、研究を進めてきた。

2. 取組の概要

【幼稚園】

本園では、これまでより、特別支援の必要な幼児も受け入れ、インクルーシブ教育を行ってきている。その指導にあたっては、専門的な分野からカウンセラーのコンサルテーションを受け全教員共通理解の上、必要に応じて地域の専門機関とも連携を取り合いながら進めてきた。一昨年度に引き続き本事業を受けたことにより、対象児を限定し、合理的配慮協力員並びに支援員は担任と学年担当副担任が日常的に行っている指導の中から合理的配慮を見直し、より効果的な配慮を見直すことができた。

【小学校】

1. 特別支援部会・合理的配慮検討委員会・教育支援委員会の再編

特別支援コーディネーターと合理的配慮協力員が中心となり、各委員会がより機能するよう体制を整えた。三委員会はそれぞれが独立するわけではなく、それぞれの委員会で検討したことをもとに、内容が往還されながら進んでいく。それにより、個別の児童の対応も校内の教員それぞれでぶれることなく行うことができる。

2. 特別支援教室の充実

特別支援教室をベースにして、合理的配慮協力員と特別支援教育支援員が連携して教室運営を行った。特別支援教育支援員は校内巡回を主とし、支援が必要な児童の対応を行った。合理的配慮協力員は、特別教育支援員と共に校内巡回をしながら児童の観察・支援を行う者、特別支援教室で来室した児童の対応を行う者、と役割分担を行った。そのように運営することで、以前よりも児童の様子を細かく把握できるようになり、担任により具体的な対応の仕方を伝えることができるようになった。

【中学校】

（１）校内体制整備上の工夫

①校内委員会について

月２回のペースで、校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、各学年特別支援教育担当、養護教諭、支援員（合理的配慮協力員・合理的配慮支援員）で実施した。大学の教員、ＳＣも必要に応じて参加を要請した。

特別な支援が必要な生徒への指導に関する計画・評価・内容の検討と修正、総括的な指導と今後の方向性の決定、研修などを行った。

②生徒の実態把握について

気になる生徒に関わるすべての教科担任から記入してもらい、各学年の特別支援教育担当がチェックし、コーディネーターが集約して実態をまとめた。

③保護者との合意形成

昨年度から継続の生徒を含め、対象となる生徒の保護者には、研究であること、そして同時に生徒の社会的自立を目指しての取組であること、家庭の協力が必要であることなどを、保護者に十分に伝えて合意を得て進めるようにしている。

（２）「合理的配慮協力員」の活動

①支援員の配置

支援員は２名配置した。１名が週５日×７時間、もう１名が週３日×６～７時間の勤務とし、２名共に校内委員会に参加する時は時間を調整した。継続観察の生徒を中心にクラス全体の生徒を観察し、観察記録を取ることを業務の中心とした。学校生活全般（始業、授業、給食・清掃、授業、終業）について観察項目を定めて観察・記録することとした。

②観察記録の利用について

観察記録は支援員がファイルにストックし、気になる場面については教科担任による合理的配慮と生徒の反応などについて話し合う事ができるようにした。また、観察記録は校内委員会での協議資料として活用した。

③観察・支援する内容について

観察のポイントとして、

- ・教師の指示等への反応
- ・班やペア学習でのようす
- ・板書の写し方、ワークシートやノートの記述、発言内容
- ・教科学習以外の特別活動や総合的な学習の時間、休憩時間の活動の様子

原則、直接の指導はしないこととするが、有効な支援は適宜行なってきた。

④関係機関との連携

アセスメントをもとに大学のアドバイザーに指導を仰ぎ、指導計画・観察方法・支援方法を練り直して実施した。

3. 成果及び課題

【幼稚園】

（成果）

- ①本園の特性に応じた協力員、K.C の担任・副担任に対する対象児のアセスメント方法を確立することができた。
- ②本園の特別支援コーディネーターの効果的な業務を明確化することができた。
- ③成果普及のための手立てとして、インクルーシブ教育システム構築モデル三校園合同成果発表会をひらき、地域の教育関係者に広く啓発することができた。
- ④合意形成の方法を確立することができた。

（課題）

- ①地域の専門機関（保健センターや養育機関等）と幼稚園が一体となって、保護者と共に幼児にとってよりふさわしい指導方法を探っていく事のできる保護者支援の体制を構築していくこと。
- ②3年間の成果をもとに、構築された特別支援体制を踏襲し、今後も本学の特別支援コーディネーターの教員に指導を仰ぎながら、園の職員が連携を取り合ってインクルーシブ教育を推進していくこと。

【小学校】

（成果）

これまでの取組によりデータの蓄積から、年度が変わり担任が変わっても、合理的配慮協力員とこれまでのデータを共有し、分析することで、児童の実態に即したより良い支援の仕方を考えられるようになった。また、スクールカウンセラーや外部の専門家からアドバイスをいただくことで、集積したデータの分析を行い、問題行動の改善を図ることができた。

（課題）

保護者との合意形成が課題となった。児童及び保護者が一番悩み、困っていることを理解したうえで、成長を実感できるような「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、それをもとに共通理解ができるようにはたらしめる必要がある。また、そのためには、教員が特別支援教育に関する専門的知識を学び、児童のニーズを的確に把握する必要もある。

【中学校】

（成果）

①特別支援教育の視点から、これまでの授業のやり方、指導の仕方などについて教員自身の振り返りができた。すべての生徒にわかりやすい授業の工夫とともに、ちょっとした声かけなどが当たり前となる雰囲気生まれている。

②特別な支援が必要な生徒の保護者との合意形成がスムーズになり、個別の指導がやりやすくなった。

③校内委員会を定期的を開催するとともに、職員会議で必ず報告を行うことで、一部の教員だけが取り組む支援ではなく、学校全体として取り組む支援にしていくことができた。

④支援員や教科担当・学級担任の姿が、支援に必要な生徒への関わり方のよいモデルとなっており、学級や学年の他の生徒の意識や行動に変化がみられている。

（課題）

①社会的スキルやコミュニケーションに困っている生徒への適切なスキルトレーニングをする必要がある。これは、特定の個人のみでなく、周りの生徒にとっても大切なスキルとなる。

②合理的支援による向上の度合いを数値化するための評価方法を作成して実施する。

③引継ぎが行われていたが、年度初めはスムーズでなかったので、生徒と配慮について教員がしっかりと理解できた状態で支援が開始できるような体制が必要である。

④学びのユニバーサルデザインの充実と併せて、本研究特に合理的支援の充実を実現させる。